

山口県レジ袋収益金環境保全活動助成金取扱規程

山口県容器包装廃棄物削減推進協議会

この取扱規程は、山口県レジ袋収益金環境保全活動助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、同助成金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとし、もって助成金の効果的かつ円滑な交付を図るものとします。

1 助成金

山口県容器包装廃棄物削減推進協議会(以下「協議会」という。)では、レジ袋の削減に積極的に取り組んでいる企業から寄附を受け、その寄附金を活用して、環境保全活動を行う県内の県民活動団体に助成していません(個人は助成対象外)。

2 申請に必要な書類

助成金交付申請に必要な書類は、下表に掲げるものです。

区 分	内 容
申請書	○要綱別記様式1
活 動 計 画 書	○要綱別記様式1の別紙1 ○活動実施場所のわかる図面を添付のこと ○前年度に清掃等の環境保全活動の実績がある場合は、その実績(場所、参加者、回収したごみの量など)を記載した書類と活動状況の写真、チラシを添付のこと
収 支 予 算 書	○要綱別記様式1の別紙2(助成申請金額を含めた収支予算とし、支出の部には品名ごとに記載) ○支出経費一覧表(品名ごとに必要な理由を記載)を添付のこと ○ごみの処分を事業者に委託する場合、一般廃棄物処理業の許可証のコピーを添付のこと
団 体 概 要	○要綱別記様式1の別紙3 ○定款、規約又は会則を添付のこと ○団体の総会にて承認済みの事業報告書及び収支報告書(団体の活動状況、財務状況のわかるもの)

3 助成対象経費

要綱別表に定める助成対象経費の詳細については、下表に示します。

区 分	具 体 例 (詳細)
消 耗 費	○軍手、回収袋など環境保全活動に必要な消耗品の購入に必要な経費 (紙、プリンタートナーは助成対象外) ※感染症の感染予防対策に必要なもの(例：マスク、消毒液等)及び熱中症対策に必要なもの(例：お茶等)を含む ○ごみ運搬・草刈りのために使用したガソリン代
備品費	○バケツ、トング、ほうきなど環境保全活動に必要な備品の購入経費 ※同一団体への2回目以降の助成に当たっては、1回目に購入した備品は対象外となることがある
処理費	○ごみの処分費
印刷費	○参加者募集のためのチラシ、ポスターの作成経費 (会報や会員募集のチラシ等は対象外)
保険料	○ボランティアの保険料
普及啓発費	○山口県レジ袋収益金環境保全活動の趣旨をPRする横断幕又はのぼり、その他啓発資材等の作成経費
その他	○車両、機械、備品などの賃貸料 (ごみ運搬のための車両レンタル費用などレンタル事業者からの借受けのみ対象) ○当協議会が環境保全活動に必要と認めた経費

【留意点】助成対象外の経費

通信費、人件費、活動報告費、建築工事費、講師の謝金、調査費及び事務所費並びにその他協議会が助成対象として不適切と判断した経費は助成対象外となります。

(例示)

- ・ 広告掲載費用、ちらし折込費用
- ・ 振込手数料、着払手数料、代引手数料
- ・ 有償ボランティアの日当
- ・ 参加者や会員などの食事代
- ・ 外部委託費(ごみの処分に係るものを除く)
- ・ 個人所有物を借受けた際の代金・謝金
- ・ 駐車場代、土地の賃借料
- ・ 保有車両の修理費、保険料

4 申請後の審査等

○審査会の実施

- ・助成対象活動の採択に当たり、協議会レジ袋収益金活用部会(消費者団体、スーパー、行政で構成)の部会員で構成される審査会が行われます。
- ・審査に当たり、協議会事務局より、事前のヒヤリングや審査会への出席を求める場合もありますので、協力をお願いします。
- ・なお、申請書類は返却しませんので、書類は全てコピーを取り、必ず手元に保存しておいてください。

○助成対象活動である旨の掲示等

- ・印刷物や成果物等には、「この活動は、山口県容器包装廃棄物削減推進協議会の助成を受けています。」等の記載をお願いします。

○活動実施報告

- ・助成活動の終了後、30日を経過する日又は3月10日のいずれか早い日までに「山口県レジ袋収益金環境保全活動実施報告書」を提出していただきます。
- ・報告に必要な書類は、下表に掲げるものです。

区 分	内 容
報告書	○要綱別記様式4
活動の実施状況	○要綱別記様式4の別紙6 ○活動状況の写真を添付のこと (活動前、活動状況、活動後、回収したごみ等) ○印刷物や成果物を添付のこと
収支決算書	○要綱別記様式4の別紙7(区分ごとの内訳を記入してください。) ○領収書、購入明細書の写しを添付のこと ○購入した備品、物品等の写真を添付のこと ○申請時の収支予算書(要綱別記様式1の別紙2)に記載のない品名は、助成対象にはならないので留意のこと

○県ホームページへの掲載

- ・助成対象活動の実施状況を県ホームページに掲載しますので、掲載に支障のない活動状況の写真を1枚(画像データで)送付してください。

○助成金の精算

- ・概算払の場合、残余金、未使用金等(申請のない品目分の経費を含む)については、返金していただきます。
- ・精算払の場合、実施報告書の提出後、協議会から「助成金確定通知書」を送付しますので、その後に請求書を提出してください。

5 施行日

この取扱規程は、令和8年4月14日から施行します。

助成金について不明な点は事務局までお問合せください。

山口県容器包装廃棄物削減推進協議会 事務局（担当：濱本）

（山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課内）

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL：083-933-2992

FAX：083-933-2999

Email：a15700@pref.yamaguchi.lg.jp